

徳島県議会政策条例検討会議
結果報告書

平成29年2月1日

徳島県読書活動の推進に関する条例（案）

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となつており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まつている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎へ、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に關し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もつて県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

（基本理念）

第三条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのつとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのつとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十二年法律第百五十四号）第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施さ

れるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力をを行い、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができると整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に關係する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

(徳島県読書活動推進期間)

第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十二日から五月十一日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

とくしま藍の日を定める条例（案）

（趣旨）

第一条 県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける。

（とくしま藍の日）

第二条 とくしま藍の日は、七月二十四日とする。

（とくしま藍推進月間）

第三条 第一条の趣旨にやさしい取組を行う期間として、七月をとくしま藍推進月間とする。

（事業等）

第四条 県は、とくしま藍推進月間ににおいて、第一条の趣旨にやさしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体が、第一条の趣旨にやさしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力をを行うものとする。

3 県は、第一項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

検証結果報告書

条例名 徳島県振り込み詐欺等の被害の防止に関する条例	
総括	
<p>本条例に基づき、金融機関等の関係機関との連携を強化し、各種被害防止対策を推進しており、平成28年9月末現在、特殊詐欺の認知件数は39件（前年同期比△16件）、被害総額約9,366万円（前年同期比△約9,228万円）と、前年より減少傾向にある。しかしながら、依然、高齢者を中心に高額の被害が発生しており、また、相談件数においても毎年増加の一途をたどっている。</p> <p>こうした現状から、特殊詐欺の撲滅に向け、現在の取組や広報・啓発活動をさらに推進するとともに、検挙体制を強化して、高齢者はもとより、全ての県民が安全安心を誇れる徳島県の実現に向け、一層取り組む必要がある。</p> <p>平成29年度に国が「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を開設予定であることから、全国モデルとなる先進的な施策を実施している本県が実証フィールドとなる強みを生かし、国としっかりと連携して、消費者被害の防止に向け、新たな取組を推進するなど、消費者行政先進県となるよう努めること。</p>	
ヒアリング結果（運用状況）	
実施策	<ul style="list-style-type: none"> ○特殊詐欺の被害情報・・・消費生活コーディネーターに情報提供 県ホームページで情報発信 ○くらしのサポートーに対して、サポートー通信の配達 ○徳島新聞朝刊「とくしま消費者相談室」掲載 ○JRTラジオ「ラジオ大福消費者相談室」放送 ○メールマガジン、ツイッターでの情報配信 ○消費者情報センターによるホームページでの注意喚起 ○高齢者見守り講座の実施（平成27年度 ヤマト運輸など8事業所） ○消費者教育の実施・・・県民（平成27年度 65回 3,370人） 学校（平成27年度 63回 5,244人） 振り込み詐欺や架空請求詐欺への対応を啓発 ○県警と関係機関が協力した被害防止キャンペーン ○高齢者を対象とした被害防止講習 ○被害に遭いやすい高齢者や押収名簿搭載者等に対して効果的な啓発を行うためのコールセンター事業の実施 ○被疑者検挙に向け、だまされた振り作戦の周知と協力を県民に依頼 ○水際対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対し、一定基準の高齢者による高額取引について、全件110番を依頼し、警察官が臨場して抑止 ・コンビニエンスストアに対し、高額な電子マネーの購入者等に対する声掛け依頼 ○徳島県タクシー協会との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺事件の犯人検挙と被害者の保護を目的に特殊詐欺撲滅のための協定を締結 ○民生委員等の見守り人材を活用・育成するなど、地域の見守り体制を強化
成果	当該条例制定の経緯や趣旨等を県民に広報し、金融機関等の関係機関、団体等への協力依頼の際にも説明することにより、効果的に運用し、未然防止の声掛けや犯人検挙につながる通報等について協力を得ている。
課題	特殊詐欺被害を防止するには、日々複雑化・巧妙化する詐欺の手口を迅速に県民に周知する必要がある。また、特殊詐欺に対する一人ひとりの当事者意識を向上させ、自己防衛力をいかにして高めていくかが重要である。
今後の取組	特殊詐欺被害防止に向けて、全ての県民に情報を周知するため、関係機関との連携体制を構築し、地域における高齢者等の見守り体制をさらに強化するよう努める。県民が特殊詐欺を自分の問題として考え、犯人検挙につながる通報等の協力が得られるような広報・啓発活動に努める。

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（理事者）
① 消費者庁が、平成29年度に消費者行政新未来創造オフィス（仮称）を、徳島県庁内に開設することが決定しているが、特殊詐欺被害を含め、消費者被害の防止について、消費者庁と連携しながら、徳島県として新たに取り組めることはないのか。	① 消費者庁は、消費者基本計画を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備するため、地方消費者行政強化作戦を策定し、推進している。この中で、見守りネットワークである消費者安全確保地域協議会の設置を進めることが政策目標の一つになっている。 徳島県としては、見守りが必要な高齢者の消費者被害を防ぐために、市町村に働きかけ、消費者安全確保地域協議会の設置を支援していく。
② 高齢者の被害防止対策として、常に新しい情報提供が不可欠であると考えるが、その対策としてどう取り組んでいくのか。	② 独居老人や、地域と繋がりがない高齢者世帯に向けて、ケーブルテレビで被害防止のためのコマーシャルの放送を行ったり、地域の民生委員や老人クラブの友愛訪問員を通して、消費生活について、他の広報活動と併せて啓発活動を行う取組を今後も広めていく。
③ 独居老人への被害防止対策として、福祉（介護）関係者等との連携についても取り組むべきではないか。	③ 高齢者に、より身近な立場の方々と連携して取り組み、見過ごされることのないよう努める。
④ 特殊詐欺の犯人は、県人か、又は県外から入ってきた者なのか。 また、検挙された者の刑罰の程度はどうなっているのか。	④ 特殊詐欺罪で検挙された者は、ほぼ関東圏や関西圏にアジトを持つ者である。 特殊詐欺の刑罰については、最高10年の懲役刑である。

検証結果報告書

条例名 徳島県スポーツ推進条例

総括

本条例は、条例の基本理念を基に、おおむね適切に運用されていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、議会としては、引き続きその状況をチェックするとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。

- ・徳島県の競技水準については、国際大会などで優秀な成績を収める等、一定の成果はみられるものの、国民体育大会や高等学校・中学校における全国レベルの大会での成績が、全体的に全国水準より低い傾向にあり、その原因や理由について十分検証を行うこと。
- ・2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした3大国際スポーツ大会に向け、選手の育成強化を図るとともに、県民の気運醸成を図っていくこと。
- ・検証の結果を次期推進計画に十分反映し、更なる施策の推進に努めること。

ヒアリング結果（運用状況）

実施策	<p>平成25年3月に徳島県スポーツ推進計画が策定され、次の4つの基本目標を掲げ、様々な施策の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本目標1 運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」の推進 ○基本目標2 世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」の推進 ○基本目標3 生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」の推進 ○基本目標4 親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」の推進 <p>(主な実施施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣の確立に向けた取組として、小学校の体育の授業への県内プロスポーツ選手や大学教員の派遣、また、インターネットを活用した本県独自のランキング判定システムの運用など、子どもたちが体を動かすことの楽しさや、運動について興味・関心が高まるような施策を実施した。 ・本県競技力の向上を図るため、素質のあるジュニア選手を発掘しトップレベルの選手へと育てる一貫指導システムの構築や、オリンピック・パラリンピック選手育成強化事業を実施した。 ・生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域における生涯スポーツの核となる総合型地域スポーツクラブの普及に努めるとともに、指導者の養成や機能強化を図った。 ・中四国最大規模のとくしまマラソンを開催したほか、県内で開催されるプロスポーツの試合に小中高生を無料招待するなどの事業を実施した。 ・障がい者スポーツの参加機会の提供、普及啓発及び競技力の向上等、障がい者スポーツの振興に努め、障がい者を対象としたスポーツ大会を開催し、障がい者の相互交流及び体力の維持増進を図るなど、様々な取組を実施した。
成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度のスポーツ庁の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学5年生女子が、平成20年度の調査開始以来初めて反復横跳びや上体起こしなどの体力テスト8種目の合計点が、全国平均値を上回った。 ・国際大会や全国大会などで優秀な成績を収める等（本県出身のオリンピックバドミントン選手、パラリンピック柔道選手等）一定の成果はみられる。 ・生涯スポーツ社会の実現に向けての地域スポーツの拠点となる総合型地域スポーツクラブの市町村における設置率は92%で、全国平均の81%を大きく上回った。 ・成人の週1回以上スポーツ実施率について、平成25年度の47.78%から平成27年度は54.24%に向かっている。 ・「とくしまマラソン2016」のエントリー数が過去最多の14,236人となったほか、県内で開催されるプロスポーツの試合（ホームゲーム）に小中高生を無料招待し、間近にプレイを見ることで技術の向上に資するとともに、スポーツ観戦の楽しさを感じ、スポーツを応援する機運を高める効果があった。 ・平成27年度合宿誘致46件（延20,112泊） ・障がい者福祉団体やスポーツ関係団体のほか、経済団体等、幅広い関係機関のネットワーク形成を図りながら、本県障がい者スポーツを牽引する徳島県障がい者スポーツ協会を平成28年7月に設立した。 ・鳴門総合運動公園における陸上競技場のメインスタンド屋根改築、野球場の照明塔改築等、スポーツ施設の整備を行った。
課題	本県の競技水準については、これまでの取組により本県出身者が国際的または全国的な大会で優秀な成績を収める等、一定の成果はみられるものの、全体的には全国水準より低い傾向にあるため、今後更なる取組が必要である。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の競技水準が全国水準より低い状況を踏まえ、その原因や理由について十分検討を行い、本県スポーツ推進計画に定める基本理念・目標に基づき、本県の競技水準の向上に努める。 ・新たに設立した徳島県障がい者スポーツ協会を推進母体として、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むなど、引き続き、障がい者の健康増進や社会参加を促進する。

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（理事者）
<p>① 本県の競技水準については、一定の成果はみられるものの、全体的には全国水準より低い傾向にある。その原因や理由は何か。 また今後の対応について伺いたい。</p>	<p>① 本県競技力の水準の目安である、いわて国体においては、天皇杯・皇后杯ともに46位とかろうじて最下位は免れたものの、大変厳しい成績となった。 本大会においては、毎年好成績を挙げているライフル射撃、馬術、ボウリングに加え、レスリング等の健闘により、入賞総数は、昨年より3種目増え35種目となった。 しかしながら、配点の大きい団体競技については、昨年、大きく得点を獲得したホッケー、弓道成年女子が四国ブロック大会を突破できず、また、本大会でも団体競技の入賞は、弓道少年男子、ボウリング成年女子の2種目に留まるなど、大きく得点を伸ばすことができなかった。 国体の順位向上を図るためにには、より配点の大きい団体競技での競技力向上を図ることが必要と考えている。 このため、県において、国体結果を踏まえた各競技団体へのヒアリングを行い、競技力向上を図る上で課題を明確にするとともに、一貫指導システムにより選手の育成・強化を図る徳島育ち競技力向上プロジェクト等を推進し、中長期的な展望に立った、ジュニア選手の発掘や拠点づくり、ジュニアから成年まで各層の安定した選手の確保など、引き続き、競技力及び国体順位の向上に努めて参りたい。</p>
<p>② 来年の国体の目標順位について、県の考えを伺いたい。</p>	<p>② 来年の国体は愛媛県において開催予定であり、開催県はブロック予選を経ることなく参加できることから、四国予選において3県による戦いになるため、今年度よりも出場できる可能性が高くなると考えている。 目標としては、30位台を目指し頑張りたい。</p>
<p>③ (要望) 神奈川県で開催された国体(平成10年開催)において20位という結果であったが、それ以降40位台が続いている。 ぜひ、30位台を目標に頑張ってほしい。</p>	